

「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例(仮称)」のあり方(中間案)に係る市町の意見照会の主な結果

項目	主なご意見の概要	県の考え方
基本理念(アウテイング)について	罰則規定については設けないでいただきたい。	社会全体の理解が広がり、共通認識となるよう、条例の基本理念において訓示的に明示しており、罰則規定については設けていません。
相談対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・県の相談対応の充実については、努力義務ではなく、義務規定とすべき。 ・「人権侵害防止・救済」の項目を追加するよう検討していただきたい。 	県の相談窓口を設置し、必要に応じて情報提供や他の機関(法律関係、労働関係、医療関係)を紹介するなど、丁寧な相談や救済等につながるような対応をしていくとともに、事例を蓄積し、施策に反映させていきます。
パートナートナートシップ制度について	<ul style="list-style-type: none"> ・「同性パートナートナートシップ制度」が盛り込まれていない。各自治体での導入は時間がかかり、その効力も導入自治体のみでしかないという問題がある。少なくとも県要綱で導入を図っていただきたい。 ・「社会生活及び社会参加における対応」に、パートナートナートシップ制度の導入について項目を追加いただくよう検討されたい。 ・パートナートナートシップ制度など全県的に普及が好ましい制度について規定されることを望む。 	現在、議論をしており、ご意見についても参考とさせていただきます。